

原子力発電所事故による農畜産物損害賠償に関する意見書

昨年の福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響により、本市をはじめ多くの地方自治体において農林水産物が出荷制限を受けるなどしており、農業者にも多大な被害を与えている。

また、農業者の中には、収入の減少や放射性物質による汚染の影響などにより将来の営農に大きな不安を抱えている者も多く、農業経営のみならず日々の生活への影響も出ている状況である。

このような中で、群馬県における農畜産物の損害に対する東京電力株式会社の賠償金の支払いは、他県と比較しても遅延しており、農業者救済の観点からも一刻も早い賠償金の支払いが求められている。

よって、国において、下記事項について早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 損害賠償金に関しては、事故による被害として賠償請求された金額をすべて補償対象とし、東京電力株式会社及び国の責任において早急に全額支払いを行なうこと
- 2 請求事務の各種手続きに関しては、事務手続きを極力簡素化するよう東京電力株式会社に働きかけるなど、必要な措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○農林水産大臣 ○経済産業大臣
○内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） ○内閣官房長官

放射性物質によるきのこ栽培被害について支援を求める意見書

昨年の福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散により、本市のきのこ産業は未曾有の危機に直面している。

特に、原木しいたけでは、乾しいたけの食品基準値超えによる出荷自粛とともに、それに伴う風評被害が続いている。

これまでに行われたほだ木の検査結果によると、生産に使用していた約6割が国の示したきのこ原木等の指標値を超えているため、ほだ木の多くを廃棄せざるを得ず、また、東京電力株式会社からの補償が遅々として進んでいないことから、生産者は非常に厳しい経営状況に置かれるとともに、日々の生活への影響も出ている状況である。

よって、国において、放射性物質によるきのこ栽培の被害について、次のとおり措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力株式会社による損害賠償の支払いが、十分かつ早期に生産者へ行われるように働きかけること
- 2 原木の購入、菌床栽培等への経営転換、汚染されたほだ木の廃棄などについて、必要な支援を行うこと
- 3 国による「特用林産施設等体制整備事業」について、本市を含め被災市町村においては特定被災地方公共団体と同様の補助を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○財務大臣 ○農林水産大臣
○経済産業大臣 ○内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） ○内閣官房長官